

平成30年第4回 飯塚市議会会議録第2号

平成30年12月10日（月曜日） 午前10時00分開議

○議事日程

日程第4日 12月10日（月曜日）

第1 条例制定請求代表者の意見陳述、議案に対する質疑、討論、採決

1 議案第128号 直接請求に係る飯塚市政治倫理条例の制定

○会議に付した事件

議事日程のとおり

○議長（藤浦誠一）

これより、本会議を開きます。「議案第128号 直接請求に係る飯塚市政治倫理条例の制定」を議題といたします。

地方自治法第74条第4項の規定に基づき、条例制定請求代表者の意見陳述を行います。意見を述べる請求代表者は、有松賢作さんです。それでは請求代表者に入場していただきます。

（条例制定請求代表者 有松賢作さん 入場）

この際、意見陳述者に申し上げます。発言内容につきましては、発言された全文が議事録として公開され、また、会議の映像はインターネットにて中継を行っております。したがって、個人のプライバシーを侵したり、尊厳を傷つけるような発言はしないよう十分配慮をお願いいたします。

それでは、条例制定請求代表者の意見陳述をお願いいたします。条例制定請求代表者、有松賢作さん、どうぞお願いいたします。

○条例制定請求代表者（有松賢作）

皆さん、おはようございます。この2、3日寒くなりまして、風邪など引かれないように十分ご注意ください。今、議長から申されましたように、私は、福岡県飯塚市政治倫理条例改正を直接請求した、資産公開を考える会の代表の有松賢作です。よろしく申し上げます。

議員の皆さん、よく御承知のとおり、行政、議会が市民の意見を反映していないとき、直接請求は、住民にとって最後の手段、とりでと言えるものです。それだけに厳しいルールがあります。この厳しいルールの中、なぜ我々が直接請求をしたかについてまず申し上げます。条例の内容に意見を申し上げる前に、なぜ直接請求までして条例改正を請求したかについて申し上げます。事の起こりは本日出席の議員の皆さん全てが御承知のとおり、平成27年12月18日、丸3年になります、この日の、年末の忙しい、しかも最終日の最終議案に提案されて審議した飯塚市議会にあります。当日の朝刊で議会の内容を知り、傍聴に駆けつけました。提出者の江口議員の姿を今もよく覚えております。提出者の江口議員の意見を聞くまでもなく、最初から提出者、賛成者が、議員28名中15名の過半数を超えており、その意見を聞くまでもなく、最初から過半数を超えておりますので、議論するまでもなく、最終的に19対8で可決されました。ちょうど3年前、よく覚えております。

この政治倫理条例は30年以上前、当時を知る議員さんもわずかになりましたが、市民グルー

プの請願によって、政治倫理条例、情報公開条例、個人情報保護条例、3つの条例の1つとして制定されました。当時、日本ではこの3条例を持つ自治体はなく、日本一の明るいまちづくりを目指して、市民グループの運動によりつくられた歴史があります。政治倫理条例は、県内では自治体60のうち37自治体が制定しております。飯塚市は最も早くこの政治倫理条例を制定した都市でもあります。その実態の中で、俗に言う妻子条項のある自治体は31、大多数が妻子条項を持っています。この歴史ある条例が事前に審議会、委員会の手続もなく、市民の意見を聞くこともなく、一瞬の間に、実にあっけなく廃止されてしまいました。

政治倫理審査会では、毎年、審査報告書に附属意見として、条例の不備、改善を指摘してまいりました。ザル法というのであれば、なぜ条例制定の権限を持つ議員の皆さんが改善策をとられなかったのか、私は非常に問題とっております。前の市会選挙があつて、3年半近くを経過しましたが、選挙当初、誰一人、公約でこの資産公開制度の廃止を、公約で掲げられた方はありません。会としてはアンケートを皆さんにお願いした中でも、回答は誰一人、公約には上げていないという回答でございました。選挙公約は市民との契約であります。それがないものを市民と何ら相談もなく、こういう廃止に踏み切られたのは甚だ遺憾であると思ひます。

当初、市民の批判はあつても、私もそうですが、飯塚の人は、大抵、好きやすの飽きやすの人が多いんです。「3年もたちやあ、少々非難を受けておつても多分忘れるんじゃないか」ということが根底にあつたように思ひます。翌19日の新聞各紙には、市民からの非難が数多く寄せられ、全国のニュース、テレビ、ラジオにも取り上げられました。翌日の新聞を持ってきておりますが、これです。タイトルは「審議2時間 議論深まらず 飯塚市議会 資産公開廃止を可決」、「賛成市議、制度は形骸化、反対市議、内容充実こそ」というタイトルで出ております。全ての新聞社が賛成議員の名前と反対議員の名前を新聞で報道しております。また、西日本新聞では、社説にも取り上げております。この社説がこれです。要点を読みますと、「許されぬ説明責任の放棄 資産公開の廃止」というふうに見出しが載っております。最後に、「こうした動きが広がれば、政治不信が高まるだけだ。政治家が有権者への説明責任を放棄することは断じて許されない」というふうに記載しております。

次に、西日本新聞の筑豊版の「かわすじ今日談」という、コラムというか、総局長の記事があるわけですが、これにも12月21日、当時の総局長、西村隆幸総局長の「かわすじ今日談」にもこのように載っております。これが原文です。これの要約をいたしますと、最初に「過ちては則ち改むるに憚ることなかれ」という書き出しで書いております。内容は、資産公開制度を廃止したことに対する記事でございしますが、最後に、「自ら進んで高潔性を明らかにしなければならぬと条例が課した責任を思い返してもらいたい。これは有権者との契約だ」ということで結んでおります。市民の方から、私個人に対しましても、「こげんことをして、飯塚には男はおらんとね」と言われた女性もあります。あるいは、よその地域の人からも「飯塚には川筋男はおらんとね」と言われました。これは、すなわち人間としての筋が通っていないんじゃないかという言葉だと思ひます。

次に、資産公開を考える会の発足と活動について申し上げます。言うまでもなく、地方自治の本旨は住民自治であります。そのためには、知る権利を保障する情報公開は欠かせません。重要であります。資産公開制度をなくすことは、選挙での選択の手段をなくすことにもなります。飯塚市議会の汚点を払拭し、地方自治の主役たる市民の誇りを取り戻すため「平成27年12月18日を忘れない」を合い言葉に、有効な、形骸化しない、ザル法でない、積極的に情報公開を行う資産公開を核とする政治倫理条例の制定を目指して、平成28年2月14日、超党派の市民有志により設立いたしました。設立に当たっては、政治倫理条例の権威、斎藤文男九大名誉教授、行橋市政治倫理審査会会長、福岡市の市川俊司弁護士、日本で最初の政治倫理条例をつくった堺市の長谷川俊英市議会議員、筑紫野市で政治倫理条例をつくった平原四郎元筑紫野市長、飯塚市政務活動費審査会、下村孝会長、この5名の方に顧問をお願いして、理想的な条例制定のために

勉強を続けてまいりました。設立以来、勉強会を6回開催し、議員も参加されたシンポジウム及び対話集会を3年間に6回開催し、市民への情報提供、啓発活動を行ってきました。委員会は37回開催し、条例をつくり上げました。条例の法的整合性については、確信を持って提出しています。

今日までの市長、議会の対応について申し上げます。齊藤市長時代、平成28年3月、市長等の資産等の公開が、これは国の法によってされるようになりました。次に、片峯市長にかわりまして、平成29年6月、市長等に議員を対象に加えた修正案がなされました。本年、30年9月27日、報告内容を見直し、審査会を加える内容に修正の経過をたどってきております。今日までの市長の努力は認めますけれども、その内容は納得できるものではありません。9月11日より署名活動を開始しておりましたが、その期間に修正案が可決されましたけれども、内容に不備が多く、引き続き署名活動を続けてまいりました。9月27日の議決は、反対4名、賛成22名、当時は1名欠員がございまして、27名の定数でございました。反対4名、賛成22名で可決されました。この内容は、平成27年12月18日に廃止し、賛成された議員の多くがザル法だと言って廃止した条例以下のレベルに賛成されたというふうに思っております。同じ議員さんが、真反対の議決をされたことは、議員として、人としての信念、真理はどこにあるのかと疑わざるを得ません。

次に、政治倫理条例改正案について申し上げます。議員の皆様には既に条例案、市長の意見書はお手元に届き、ご熟読いただいていると思いますので、条例の全てを申し上げる、読み上げる説明は時間の都合もあり、省略させていただきます。議会の議決を前に市長が、このような意見書を出すことは議決の誘導ととられても仕方がないと思っています。多くの市民の期待への裏切りであり、職員のモラルの低下が心配されます。せめてコメントを控えることはできなかったのかというのを疑問に思っています。市長の意見書は当会の主張と大きな差があり、また、議員の皆様さんの疑問もその点にあると思われまますので、それを中心に申し上げます。市長は、現行の条例で対応できるというふうに意見書で述べておりますけれども、現行の政治倫理条例と資産公開条例をなぜ一本化したかについて申し上げます。平成27年12月18日の資産公開制度の廃止により、2本立てになっているのが、本来、条例とは関連性があり、一本化しないと整合性がとれないものであります。それぞれに審査会があるのもおかしいと思います。

次に、大きい関心があると思われまますのが、第4条、請負契約の辞退、第5条、指定管理者の指定の禁止、資産公開、第6条第2項、この点について説明、意見を申し上げます。第4条は、「市長等及び議員が役員をし、若しくは実質的に経営に携わっている企業又は市長等及び議員の配偶者若しくは2親等以内の親族が役員をしている企業は」、請負契約の辞退ということを明記しておる項目であります。指定管理者についても同じような内容です。

それから、資産等報告書の第6条第2項、この点も同じような項目でございまして、いわゆる、俗に言う妻子条項にかかわるもの、これは常にプライバシーということで議論の対象になってきています。恐らくこの項目について、議員の皆様さんの関心が高く、もしや、このことが嫌な議員さん、あるいは困る議員さんがあるやもしれません。法的には公共の関心事であれば、プライバシーは制限され、知る権利が優先するとされています。現在の嘉麻市、合併前の穂波町、庄内町条例では認められておりましたし、前に述べたように多くの自治体が採用しています。広島県府中市での最高裁判決は合憲とされておりまます。今は、法律論争のときは過ぎ、どう決めるかは選挙で選ばれた議員の皆様さんの良識にかかっていると思いまます。

次に、資産等報告書の記載事項について申し上げます。第7条第1項のオ、「50万円以上の現金」についてでございまして、市長の意見書には、政治倫理条例、現金の記載にその真実性を検証できない、防犯上の問題があると意見書には述べております。私は、政治倫理審査会の委員を、平成6年から平成18年までの12年間経験いたしました。全ての項目に該当なしという議員さんが多く、審査が全くできないことが多くありまます。平成27年3月23日、西日本新聞

の記事、これですが、これには大きく「4年連続預貯金なし5名、妻の口座に移動も、議員任せの制度に限界か」というようなタイトルで載っております。これは西日本の記者が取材をして載せた記事でございます、「うち一人は取材に預金額を知られないよう、妻の口座へ移したと。事実上の資産隠しを認めた。通帳の写しの提出は義務づけられておらず、議員任せの制度の限界がのぞく」と要約すれば、このようなことが書いてあります。現金決済が減少している今日、コンビニでも、もうカードですよ。安全が保障されないというのであれば、安全な銀行に預けるのが世の常識ではありませんか。確かに現金の所有を証明するには本人以外にありません。資産等報告書の蓄積から後々、明らかになることもございます。仮に妻子名義に預金を移したとすれば、額によっては相続税違反のおそれさえあります。

次に、審査会の構成について申し上げます。第10条第2項でございますが、市長の意見書は、審査には専門的知識を有すること、また、まちづくりの方針を審議する等の市民生活に直結するものではないということで、市民の委員は入っておりません。有識者4名だけです。これは、地方自治の住民参加の視点が欠けているのではないかと。政治倫理条例は市長と議会の執行の基本理念を問うものであって、その骨格なしに地方自治はあり得ません。市民参加を認めないという意見には全く賛同できません。素人の意見、意外に的を射ているところもあります。議員さんの日常は、意外に市民は見ております。これは、市民を外すということは、市民を軽視しているのではないですか。専門的知識を有する人の選任についても、行政、議会の恣意的選択はないとは言えません。そういう意味では、市民の参加は、欠かすことはできないというふうに思っております。

次に、市民の調査請求権について申し上げます。現行の政治倫理条例において対応できると意見書には載っておりますが、現行の政治倫理条例と資産公開の2本立てでは、審査会の性格は違います。資産公開に市民の調査権を排除したことは、市民の知る権利を認めず、市民の意志を無視していると思えます。これは、やはり前も述べましたように市民を軽視しているのではないかと。重要な現行の問題点と思っております。

次に、皆さんのお手元には、我々が作り直した改正案に修正項目が入っておることについて申し上げます。施行期日、経過措置については、改正案では明文化しておりません。これは、議会の開催日も決まっていない段階で、記載をあえてしていないわけでございます。もし議決されれば、法令にしたがって明文化するだけで問題はないというふうに思っております。

最後に、以上、市長の意見書に対して、直接請求者の代表として意見を申し上げましたが、議決されるのは議員の皆さんの問題点であろうかと思えます。私は申すまでもなく、何度も言うように、地方自治は住民のためにあります。市長、議会は選挙で選ばれた選良であります。住民の代表として高い倫理性が求められ、責任があります。議員の皆さんには説明責任があるのです。そのため、議員報酬72万6250円、政務活動費月額4万円、選挙の公費負担82万7525円が、貴重な市民の税金により負担されています。決して少ない額ではありません。

9月11日から10月11日の30日間に、直接請求の署名を、受任者170人の協力のもとに必要有権者数の50分の1、2158名をはるかに超える5104名の確定署名を添えて、11月19日に飯塚市長へ政治倫理条例改正の本請求を提出し、今日に至りました。5104名という市民の以外に、数多くの市民の本条例改正についての熱意がたくさん寄せられています。それは、市民の皆さんが市長と議会に高い倫理性を求める熱意と願いであります。最近、地方自治にまつわる不祥事も多く、それにより住民の関心も薄れてきていることもあります。そのことによって、投票率が非常に下がってきております。若い人の関心が薄れておるのは、将来にわたって非常に問題だと思っております。選挙公約は市民との約束、契約です。本日した条例は、市政のかなめである市長、議会が市民の信頼を確保するため、その手段として、飯塚市の重要な条例、私は財産だと思えます。議員の皆さんの良識ある議決をお願いして、私の意見陳述を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（藤浦誠一）

以上をもちまして、条例制定請求代表者の意見陳述を終了いたします。ここで請求代表者は退場していただきます。本日は、お忙しい中ありがとうございました。

（条例制定請求代表者 有松賢作さん 退場）

本案に対する質疑を許します。質疑はありませんか。7番 川上直喜議員。

○7番（川上直喜）

日本共産党の川上直喜です。ただいま条例制定請求代表者、有松賢作さんの意見陳述を聞いて、市議会議員としての責務の重さを改めて痛感しております。

そこで、最初の質問ですけれども、市長にお尋ねします。請求代表者は、今回の片峯市長の意見書提出について、議決の誘導ではないのかと。また、市民に対する裏切りではないのかと。さらに、この意見書提出が職員のモラルの低下につながるのではないかと。こういう非常に重要な指摘をされています。このことを、同じ、この本会議場で聞いた片峯市長が、その心情をどう受けとめたのかお尋ねします。

○議長（藤浦誠一）

市長。

○市長（片峯 誠）

お答えいたします。まず冒頭に、有松代表を初めとする関係者の方々、今回の条例改正請求に至るこれまでの活動、さらには、5千名を超える有効署名は、市民の皆様の市政に対する関心や願いのあらわれだと感じ、敬意を表する次第でございます。

今、質問いただきましたまず1点目、議決の誘導ではないかというご質問であります。私自身、先ほどおっしゃいました平成27年12月18日の条例廃止の際には、立場は違いましたが、教育長として議場におりました。その後からの資産公開を考える会の住民、関係者の皆さん方の活動は存じ上げておりましたし、私自身、選挙の際にも、それについてどう考えるかというアンケートにもお答えをさせていただきました。そのころから、私自身の中で、政治倫理条例、そして資産公開条例はどうあるべきかということについて考えておりましたので、今回の意見につきましては、コメント控えるべきではなかったかというようなご指摘も確かにありましたが、正直言いまして私自身、自分の考えがあるのにコメントを控えるというのは、自分がひきょうなような気がしましたので、正直な、今の時代、プライバシーの保護と知る権利をどう、どこまでバランスをとるべきかという私の考えに基づいて、特別職4人でも相談を重ねましたし、私どもだけで専門の見地からということでは不備があってははいけないと思いまして、関係職員にも意見をいただきながら、今回の意見を添えさせていただいたもので、議決を誘導しようというような姑息な考えは全くございませんでした。

もう1つが職員モラルについてでございます。職員もどこまでどうあるべきかという議論を関係職員と繰り返ししてきたこと、それから、職員倫理条例というものの中には、これも質問者も御承知だと思いますが、決裁権がある部長や課長も含めた、職員の規範や基準も設けておりますので、その点については、今後、3本の条例によりまして維持できるものだというように認識をしているところでございます。

○議長（藤浦誠一）

7番 川上直喜議員。

○7番（川上直喜）

代表者の指摘のうち、3つを挙げて先ほど質問しました。1番と3番については、今答弁がありましたけれども、市長の市民に対する裏切りではないかという指摘について、どう受けとめておられるかお尋ねします。

○議長（藤浦誠一）

市長。

○市長（片峯 誠）

失礼いたしました。全く、全くそんな意識はなかったのですが、質問に対してその部分を外しておりました。市民の皆さんの今回、直接請求がございました。この直接請求がどれだけ重みのあるものかということについても、再認識を今回させていただいたところがございます。それらの5千人を超える、もしくは、先ほど有松代表がおっしゃっていました5千人ではないと。賛同してくれる人は、もっと多いという市民の皆さんの意見も重々承知の上、私は市長という立場で、行政としての意見を添えさせていただきましたので、これは市民の皆さんへの裏切り行為だと思っております。この論議の中で、今からのルールづくりというのはどうあるべきかということをも市民の皆さんとともに考える一つの機会、いい機会であるというように思っている次第でございます。

○議長（藤浦誠一）

7番 川上直喜議員。

○7番（川上直喜）

次に、この意見書作成の経過については四役にも意見を聞いたと。さらに、念のために関係職員の見解も聞いたということはおっしゃられました。そこで、肝心の請求者の皆さんの意図については、直接に会って聞いたことがあるのか、お尋ねします。

○議長（藤浦誠一）

市長。

○市長（片峯 誠）

実は、直接会って、個人的には直接会ってお話を聞きたいという思いはありました。以前からこのことについて、私の研さんを深めるために、いろいろ情報提供、そしてご指導をいただいていた方ですので、その思いもありましたが、もう、そのような動きをなさるということの中で、私の立場で、個人的にお会いすることは控えるべきであろうと。そのことが、皆さんの動きの中で、私と代表者の有松会長さんとが2人で会って、どこかで調整をするというようなことはすべきでないと思いましたので、あえてお会いする機会というのをお願いすることはいたしませんでした。

○議長（藤浦誠一）

7番 川上直喜議員。

○7番（川上直喜）

私の質問は、資産公開を考える会の代表の方ということではなくて、直接請求を行っている請求者の皆さん、つまり、本請求をするに当たっての、受け取って以降の段階のことを聞いたわけですけども。今の話だと、それもしていないということのようですけど、そうですか。

○議長（藤浦誠一）

市長。

○市長（片峯 誠）

一度、どのような思いでこのようなことに至ったかということにつきまして、請求後に先ほど議場でお話いただきましたような、30年前の条例制定に至る件、その思い、そして廃止に至ったときのじくじたる思い、しかしながら、飯塚市にとって必要だという思い、そして今回の直接請求までぜひということの思いについては、お伺いをいたしたところがございます。

○議長（藤浦誠一）

7番 川上直喜議員。

○7番（川上直喜）

それを請求者の皆さんから聞いた上で、この意見書を提出したということなんですけれども、意見書作成に当たり、市長の知る有識者の方の見解は聞いていますか。

○議長（藤浦誠一）

市長。

○市長（片峯 誠）

直接、何々有識者という方についてのご意見を拝聴することはありませんでした。

○議長（藤浦誠一）

7番 川上直喜議員。

○7番（川上直喜）

それでは、条例という法律を扱う議会に対し、市長の意見を述べるということなんですけれども、その際に本市の顧問弁護士の意見は聞かれましたでしょうか。

○議長（藤浦誠一）

総務部長。

○総務部長（安永明人）

今回の条例に関しての顧問弁護士への相談というようなことは、今回、いたしておりません。

○議長（藤浦誠一）

7番 川上直喜議員。

○7番（川上直喜）

本市の顧問弁護士は、市長の政治倫理審査会の会長を勤めたことのある方です。この会長のもとで、例えば、市長と議員のみならず、資産等報告書の提出義務は、配偶者及び扶養または同居親族まで拡大するべきであるという、そういう意見書が繰り返し出されてきました。その市の顧問弁護士に、今回の直接請求の条例制定について、対応を問うことを相談することを、あえて避けたのでしょうか。

○議長（藤浦誠一）

総務部長。

○総務部長（安永明人）

あえて避けたというようなことではございません。このことについては何も相談はしていないということでございます。

○議長（藤浦誠一）

7番 川上直喜議員。

○7番（川上直喜）

それでは、直接請求に係る今回の条例制定の内容は、現行条例より甘いと考えるところがあるか、お尋ねします。

○議長（藤浦誠一）

暫時休憩いたします。

午前10時49分 休憩

午前11時00分 再開

○議長（藤浦誠一）

本会議を再開いたします。総務部長。

○総務部長（安永明人）

失礼いたしました。今のご質問は、市民案が甘いところがあるかというようなご質問かと思えますけれども、私どもとしてはそのようなことを評価する立場にはないというふうに思っていますので、それについては控えさせていただきたいと思っております。なお、意見書のほうで提出しております私どもの案がということで今、意見書のほうは述べさせていただいているところでございます。

○議長（藤浦誠一）

7番 川上直喜議員。

○7番（川上直喜）

私の質問は、本日議案となっている条例が、現行の条例より甘いところがあるかという質問なんです。それを評価する立場にないというふうに言われたんですね。なぜ意見書が出ているんでしょうか。

○議長（藤浦誠一）

総務部長。

○総務部長（安永明人）

失礼いたしました。今、現行の条例と比較してということで申しますと、当然違いは、相違はあるというふうには理解をいたしているところでございます。その中身について、それがいいということでは、これについては申し上げておりませんで、ただ、意見書のほうで私どものほうの考え方を述べさせていただいているということでございます。

○議長（藤浦誠一）

7番 川上直喜議員。

○7番（川上直喜）

大変失礼な答弁だと思います。意見書に書いているからこれの中から酌み取れという答弁をしたわけですね。違いがあるのは当たり前でしょう。違いがあるから、先ほど心情こめて陳述されたけど、最後のとりでという表現されましたけど、国民の根本的な請願権の1つですよ。その審議をしているときに、現行の条例より甘いところがあるかという質問について答えないというのは、どういうことですか。

○議長（藤浦誠一）

総務部長。

○総務部長（安永明人）

甘いかどうかというような主旨がどこにあるのかということが、私どもとしてはわかりかねますけれども、ここの部分について、違いはあると。相違はあると。先ほど陳述者が述べられたように、現行の条例と違いは、幾つかの、先ほど申されたような違いがあるというふうには理解いたしております。

○議長（藤浦誠一）

7番 川上直喜議員。

○7番（川上直喜）

では市長、部長がああの程度ですから、市民の直接請求に係る条例は、現行条例より厳しいと考えますか。

○議長（藤浦誠一）

市長。

○市長（片峯 誠）

私は、どちらが厳しいというような観点で見たことはございませんでした。大きく分けて3点でございます。1点は、資産公開の対象をどうするかということについては違う。これは厳しいか厳しくないかよりも、公人、私人をどう捉えるか、そして条例が、個人情報保護法を凌駕するという、そのことをどう捉えるかという、捉え方の違いであると1点、思っております。それから、請負条項等についてでございますが、そういう内容等につきましても、疑義の資産公開の資料、そして、政治倫理に照らし合わせて、疑義のあるときには当然、その中の部分は審査会で明らかになりますので、それを事前にそういうことをありきとして捉えるのか、疑義があるときにはより明らかに、厳密にしていくなさないと捉えるのかという見解の相違だと思っております。そして3点目は、これは私も市長ではありますが、職員の1人であると、自分では意識をしています

ので、その観点からは政治倫理条例、そして資産公開、もう1つある職員倫理条例の中で、厳しい規定を現在設けていますので、そういった意味では、私ども職員については、より厳格な条例の要素もあるとも思っていますので、一概に、今回要求があったものがどうで、現行がどうだというような、単純な説明はできないものでございますので、先ほど総務部長もあのような答弁になったものをご理解いただきたいと思います。

○議長（藤浦誠一）

7番 川上直喜議員。

○7番（川上直喜）

私がうかつにも、執行部の皆さんが住民自治だとか、住民に主権があるだとかいう観点をまだ残しているのではないかと思ったので、甘いところがある、あるいはより厳しいと考えるかという表現をしたわけです。あなた方の中に、住民の立場に立って一緒に考えていくという立場がなければ、今のような答弁が出てくるんだろうと思います。そこで、今回の市長の意見書提出に当たり、議会サイドに相談をしたか、また、その際に議会サイドからは、どういった点が厳しい、ここは難しいというような意見なり要望があったか、お尋ねします。

○議長（藤浦誠一）

市長。

○市長（片峯 誠）

今回、先ほどこの請求の代表者の方とも事前にお会いすることは、透明性の確保の観点からご遠慮申し上げましたということと同様に、議員の皆さんにも、事前にこの意見書についてご意見を伺うようなことはしておりません。

○議長（藤浦誠一）

7番 川上直喜議員。

○7番（川上直喜）

甘い、厳しいということなんだけど、新しい条例、直接請求に係る新しい条例の内容は、少なくとも焦点となっている部分については、全国的にはこれが主流であり、いわば普通のことなんです。このことについての認識はいかがでしょうか。

○議長（藤浦誠一）

総務部長。

○総務部長（安永明人）

妻子条項の件で、全国的には主流ではないかと、妻子条項というお尋ねでございます。確かに福岡県においては、先ほど陳述者が述べられたような趣旨で、妻子条項の規定があるということでございますけれども、全国で見渡した中で全て妻子条項があるというようなことではないというふうに、私どもとしては理解をいたしております。

○議長（藤浦誠一）

7番 川上直喜議員。

○7番（川上直喜）

今の総務部長の答弁は、最近のはやりの言葉で言えば、「ご飯論法」というんです。「全てがあるわけではない」という締めくくりをしたでしょう。私は主流と聞いたじゃないですか。

そこで、意見書の中に、片峯市長が、現在本市として政治倫理が確立できたというふうに記述しているところがあるんです。本市において政治倫理、確立ができたという認識なんですか。

○議長（藤浦誠一）

市長。

○市長（片峯 誠）

私としましては、9月議会に提案するまでもにも熟慮を重ねまして、その際、議決をいただきました資産公開条例、そして政治倫理条例、職員倫理条例、この3つの条例を適切に運営すること

で、本市における政治倫理の確立を図ることは可能であるというように考えております。

○議長（藤浦誠一）

7番 川上直喜議員。

○7番（川上直喜）

自分がどういう記述をしておるか、手元にあるでしょう。下から5行目です。あなたが今答弁したのは、この最後の行から次の行の先頭に至る記述を言っているわけです。3つの条例ができたのでということと、本市で政治倫理が確立できたということと、何の関係があるんでしょうか。しかも、後段では政治倫理の確立を図ることが可能であるというふうに、同じ政治倫理の問題について確立できたという一方で、確立を図ることが可能であるというふうにも言っておるわけです。確立しているという判断は、どういう意味でしょうか。

○議長（藤浦誠一）

人事課長。

○人事課長（二石記人）

確立できたというところにつきましては、9月の定例会で3つの条例がそろって、それから今日に至るまで確立ができています。図ることができるという意味につきましては、今後とも図ることができるという意味でございます。

○議長（藤浦誠一）

7番 川上直喜議員。

○7番（川上直喜）

こういう答弁です。これに余りつき合う気持ちはないんだけど、片峯市長、大事なところでしょ。制度ができたということをもって、本市で政治倫理が確立できたと、何をもってそう言えるんですか。制度ができたということでしょう、それは。あなた方がベストと考える制度ができたというだけの話で、そのことを政治倫理が確立できたというのは、別のものじゃないんですか。何を根拠にそういうふうに、何か別に根拠があるんでしょう。その根拠を教えてください。

○議長（藤浦誠一）

市長。

○市長（片峯 誠）

私の意見書の中で、下から5行目です、本市としての政治倫理が確立できたものと考えております。そういう仕組みが確立できた、政治倫理を保つ仕組みが確立できたものだというように考えております。しかしながら、これがまさに、その上の行で書いておりますような条例の目的や趣旨に沿った運用が、運用こそが必要でありますので、審査会等もしくは情報公開しますので、そこでいただく市民の皆さんの意見や疑義について、私ども誠意を持って対応を図ることこそ、今後の課題であるので、先々を考えますと、本来の趣旨である政治倫理の確立を図ることが可能だと、これからがつくっていく、まさに正念場だというような思いで意見書を述べたものでございます。

○議長（藤浦誠一）

7番 川上直喜議員。

○7番（川上直喜）

では、下から5行目は修正をするんですね。確立が可能になる仕組みができた、仕組みができたということを言いたいわけでしょう、今の答弁だと。下から5行目です。3つの条例が出そろいましたと。仕組みができましたと。そういうふうに、今、答弁されたでしょう。この意見書は、そのところは修正をしたいということですか。

○議長（藤浦誠一）

市長。

○市長（片峯 誠）

いえ、これは熟慮して書いたものです。まず政治倫理、職員倫理ともに最終的に内的な自立を促す、まさに倫理の問題だと思いますので、仕組みができました。しかし、これを本物にしていくためには、私どもがどう襟を正すか、そしてまた、市民の皆さんがこれに対して、今後も関心を持っていただいて、より公平で厳格な目で、私どもの動き、そして市の動きを見ていただくかということになると思っておりますので、意見書を改正もしくは修正するというようなことは考えておりません。

○議長（藤浦誠一）

7番 川上直喜議員。

○7番（川上直喜）

そうすると、ここに書いている政治倫理が確立できたという状態にはないということを確認されたことになるんですか。

○議長（藤浦誠一）

暫時休憩いたします。

午前11時16分 休憩

午前11時17分 再開

○議長（藤浦誠一）

本会議を再開いたします。市長。

○市長（片峯 誠）

条例を3本つくった、もしくは整備したということだけで確立できたとは述べてはおりません。これは、もう御承知のことでの質問だと思いますが、その条例に基づき、それぞれの条例の目的や趣旨に沿った運用を行うこととということのように考えておる次第でございます。

○議長（藤浦誠一）

7番 川上直喜議員。

○7番（川上直喜）

要するに、今の答弁は、現在、政治倫理が確立できたと、言い切れる状態ではないということをお認めになったと思います。

それで、可能になるということなんだけれども、私はこれについては、2つの要素が必要で、1つはその仕組みです。市長、副市長、教育長、企業管理者及び市議会議員を拘束する、そういう仕組みが要るんです。これは、しっかりとしておかなければいけない。私の言葉では、より厳しいとなる。それと同時にもう1つ重要なのは、住民、市民の監視です、監視。この2つがなければ、図ることが可能であるというふうには、なかなかいかない。仕組みはつくりました、市民不在です。お手盛りで決めましたというのでは図りようがない、しかもレベルが低いところで満足している3つでいきましょうということであれば。そこで、住民が自分たちが選んだ行政の代表である市長及び副市長、教育長、企業管理者、また、住民がそれに対する監視機関として選出している議会の議員、二元代表制ですから、これらに、より厳しい条例が必要だと住民が判断しているのに、市長と議会の多数派が市民の意見をまともに聞かずにつくって、いろいろ扱ってきた3つの現行条例があるので必要ないでしょうという意見書になっているわけけれども、この住民の意見と片峯市長の意見の違いは、片峯市長が住民から既にどれだけ遠いところにいるかを示すものになってしまったのではないですか。その辺についてはどうお考えですか。

○議長（藤浦誠一）

市長。

○市長（片峯 誠）

まず、訂正いただきたいのは、この3つの条例を制定するに当たって議会の多数派と協議したり、工作したことは一切ございません。さもそうであるかのように、今、ご質問の中で織り込まれましたので、非常にそのことについては理解しがたいものでございます。住民の声と住民の意図と、もしくは、住民の気持ちと大きくかけ離れたのではないか、かけ離れようとしているのではないかという非常に厳しいご指摘であります。住民の皆様がより厳しいものが必要だ、厳しいと言えいいんですか、妻や子にまで累を及ぼして資産公開をすべきだというぐらいの懐疑的な目で私どもを見ていらっしゃるのかということとはショックでありましたが、それは、あるべきでない、まず1点ですね。そのように、一つ一つに対して自分がどう捉えるべきかを考えたので、決してそれを無視したりというような気持ちはございませんでした。これを素直に受け入れることができなければ、気持ちが離れてしまっているのではないかという見解を述べられたわけですが、そのことについては、私としてどうであるかは、はっきりとはわからない状態でございます。

○議長（藤浦誠一）

7番 川上直喜議員。

○7番（川上直喜）

それについて先ほど、請求代表者の方は、それを含んで市民に対する裏切りではないかという表現をされたんだと私は思っています。必要ないと、3つの条例、現行条例があるから市民が作り上げてきたものについては必要ないと。そういう意見書になっていますけど、それは市長が考える政治倫理の水準と市民が求める政治倫理の水準がはるかに違うということが根底にあるのではないかと思うわけです。市長は、このくらいの政治倫理の水準と。妻子にと言われましたか。累を及ぼさない、久しぶりに聞きましたけど。そういうレベルの政治倫理水準を、市長はここまです。しかし、我が国の地方自治における政治倫理の要求水準というのは、それは超えているわけです。このことが根底にあって、こういう、自分たちは現行3条例を持っているので新たな条例はいらないという、不必要だと。これがなくてもできますよという言い方になったんじゃないですか。レベルが低いのではないですかということを知りたいわけです。

○議長（藤浦誠一）

市長。

○市長（片峯 誠）

レベルが低いのではないですかと言われても、私は、配偶者規定のことについてでしたが、そのことを、例えば妻子を入れます、同所親族を入れます、でも同所親族だけではやがて、例えばそうでないので家族を入れます。やがてそれが親族だけでなく姻族にまでとかいうような、どこまでどうすれば、それが質問者がおっしゃるレベルが高いと言われるのか、すみません、私は理解できません。あくまでも、公人と私人の別を明らかにして規定すべきだ。ですから私は、そして申しわけありません、議員の皆さんも公人だと思っておりますから、そこについては、いろいろな形で情報を公開し、そして市民の皆さんにそれをしっかりと審査していただくということが必要ですが、私人であると私が感じているものについては、それを該当させるべきでないと思っているという考え方の違いであるので、それが、レベルがどちらが高いか低いかというような判断で決めたものではございません。

○議長（藤浦誠一）

7番 川上直喜議員。

○7番（川上直喜）

まず、議案の審査をしているので、議案にないこと、姻族とか同居でないとか、そんなことは議案にないでしょう。だから、配偶者及び扶養または同居親族というふうに明確になっているわけですから、それ以外のことに広がっていくのではないかという心配をするために、こういう意見書を書いたわけではないでしょう。それは言っておきたいと思うんだけど、違いがあるだけ

ではないんです。明らかに住民が求める水準から遠く離れているというか、低いというか、という状態というのは、わかっているはずですよ。

それで、意見書について、もう少し質問したいと思うんですけど、最初の第1段落、3行ありますけれども、誰に倣ってこれを書いたか心配なんです。「合併前の飯塚市において」から入ってくるでしょう。旧飯塚市の条例のことを言っているんです、最初から。先ほど陳述者が言われたように穂波には配偶者、同居親族の規定があったでしょう。庄内にも。そのことを一言も触れずに、それがなかった旧飯塚市の条例のことしか言っていないわけです。しかも、現在の政治倫理条例が制定されたのはいつですか。合併して翌年でしょう。合併したその年に、秋から巨大議会解散のリコール運動が始まって、見事に成功しましたよね。その中で、住民は規模を適正化しただけではなくて、中身もきちんとしたいということで、合併してもなおかつ政治倫理条例がなかった飯塚市議会に政治倫理をつくらせたいということで、当時の市民オンブズパーソン嘉徳などが要求してきたと思います。その流れの中で、穂波、庄内のことは考慮せずに、今言った条項がない旧飯塚市の条例だけを登場させて、平成19年9月議会です、強行していくわけです。このことについての正確な記述がここにはないと思うけど、私が今片峯市長に話したことは、言っていることは事実でしょう。確認できますか。

○議長（藤浦誠一）

人事課長。

○人事課長（二石記人）

意見書の最初の3行に書かれている旧飯塚市を例にとった記述でございますが、これはたまたまか飯塚市が一番最初に、この1市4町の中で一番最初に政治倫理条例をつくったということで、経緯を示す上で、歴史上一番古いというところで採用させていただいた記述でございます、そのほかの他意はございません。

○議長（藤浦誠一）

7番 川上直喜議員。

○7番（川上直喜）

ひどい答弁だとわかるでしょう、市長。これは、後ろのほうについてくるわけでしょう。3つの条例があるので大丈夫ですというふうに言いたいわけでしょう。その最初にかかわっていく条例のこと言っているんです。これが現行条例になるんでしょう。それがいつ制定されたかとかも書いていないし、旧飯塚市を引っ張ってきたのは、明らかに、今言った配偶者及び扶養または同居親族の問題について、議員にわからないようにするためじゃないんですか、あるいは市民に。非常に巧みな3行だと思います。

それから、次の第2段落は何年たっていますか、平成19年から。この間あったことがあるから、3年前の廃止があるわけでしょう。それをなぜ書かないのかと。この間にあった出来事については、なぜ記述がないんですか。

○議長（藤浦誠一）

総務部長。

○総務部長（安永明人）

今回の市民案の直接請求につきましては、先ほど陳述者のほうも申し上げられましたけれども、過去の経緯を踏まえた中で、平成27年12月議会において改正され、資産等報告書の記述がなくなったということを端を発した中で市民運動が展開され、このような市民案が出されたものというふうに理解をいたしております、平成27年12月定例会以降についての記載を中心にさせていただきますところでございます。

○議長（藤浦誠一）

7番 川上直喜議員。

○7番（川上直喜）

隠しているわけだからそういう答弁になるんでしょうけど、何を隠しているか、つまり、市長が委嘱した政治倫理審査会が、繰り返し繰り返し、先ほどから言っている配偶者及び同居親族の義務づけについて意見を述べてきたでしょう。また、政治倫理審査会の9人の中から、議会選出の3人については除外するように求めてきたでしょう。これが毎年毎年、意見書として上がってきたわけです、市長に。もちろん議会の側にも送付されてきています。この間、一度もそれを扱おうと市長はしなかったわけです。でも、前市長の齊藤市長は、それを拒否するという表明をしたことはないんです。公人と私人の関係がよくわかりませんか、審査会が出した意見書を、前市長は拒否したことがない。本市が発足して13年目を迎えていますけど、片峯市長になって初めてこの意見書という形で、きょうの答弁の中でも明確に拒否しているわけです。だから、この配偶者及び扶養または同居親族についての拒否発言は、歴史に残ります。13年間の歴史の中で最初の態度表明になってしまったわけです。この重みを、先ほど言った薄っぺらな公人のプライバシーはどうなりますかというようなことでは対応できない。それから、だから一貫して、片峯市長、この意見書は第1段落、第2段落との間に隠しているのは、この先ほどから言っているテーマではないんですか。これは、あなたが書いたんですか。

○議長（藤浦誠一）

人事課長。

○人事課長（二石記人）

市長が、一言一句全て書いたわけではございませんで、この意見書につきましては、まず私も関係する担当部署のほうで、組み立てにつきまして市長に提案をいたしまして、前段の経緯等の部分につきましては、細かい部分もございまして、私どものほうで作成をいたしまして、後段の部分につきましては、市長の意見を踏まえ、協議しながら作成をしておりますので、意見書に関するご質問につきましても、今までどおりたびたび、私どものほうから答弁をさせていただいたということでございます。

○議長（藤浦誠一）

7番 川上直喜議員。

○7番（川上直喜）

それで、第2段落は、今言った事情もあるんだけど、資産公開制度の廃止を記述しているところなんです。これについて、重大な反省をもって3つの条例をつくっていくということになったのか、お尋ねします。

○議長（藤浦誠一）

総務部長。

○総務部長（安永明人）

この12月議会におきまして、政治倫理条例の中で、資産等報告書に関する記述が廃止、提出義務が廃止されております。それを受けまして、その次に書いておりますけれども、経緯の中では、市長については提出義務が法律上求められておりましたので、市長に提出するための資産報告を求め、その後、資産報告については、先ほど御承知のとおり現在の状況でございます。それともう1点の職員倫理条例に関しまして、このときの12月定例会におきまして、これの、政治倫理条例の改正が行われる中で、市議会のほうから政治倫理基準に違反して市職員等に働きかけを行い、職員に公正な職務を損なわせるような行為に対処するための制度を早急に創出するよう市長に強く要望するというような決議がございました関係で、これに基づいて、執行部のほうといたしましては、先ほど市長申し上げておりましたとおり、職員倫理条例という、もう1本の柱でございます職員倫理条例というようなものを、提出をいたして、制定をしたところでございます。

○議長（藤浦誠一）

7番 川上直喜議員。

○7番（川上直喜）

今言った、第2段落のところは、3年前の出来事のことですよ。ですから、これは基本的に議会多数派の横暴による出来事なんだけど、このことを市長としても反省するかということなんですよ。この反省がきちんとあるならば、2本立て、3本立てというような、昔の映画館とは違うんだから、こういった継ぎはぎにはならないはずなんです。やはり、1本できちんとした太い柱をつくっていこうという流れができるはずなんです。そういう反省を議会の側もしていませんけど、していないから、職員倫理条例ができる、それからとりあえず空白を生まないためにと言ってつくった市長のための、国会議員レベルの大きな穴の空いた資産公開条例をいろいろ扱って今日まで引っ張ってくる。政治倫理条例も少し扱いますというのが、第5段落で出てくるわけですよ。ここのところを片峯市長は交通整理をして私は市民が練り上げた、住民が練り上げた方向について、その筋でいくのが一番大事という意見を書いてもよかったと思うんですよ。この住民の側は、3年前の12・18を忘れないと言っているわけですよ。市長、とっくに忘れてるんじゃないんですか、これ。どういうふうな反省をしているのか、お尋ねします。

○議長（藤浦誠一）

総務部長。

○総務部長（安永明人）

この平成27年12月議会の定例会で可決された分については、当然議会のほうが議員の提案ということで議会のほうで決定をされて、それが改正をされておるといってございます。それを制定されたに当たりまして、それに対して法令を遵守する我々執行部といたしましては、それを対処するための方法をする中で、市長においては資産公開報告が必要があるというようなことで改正をしまいいりましたし、また、そのときに決議、これについても議会の決議ということで決議をいただきましたので、それに対して執行部として対応する方策を考えていったということでございまして、何か反省というようなご質問でございますけれども、これについては、議会のほうから提案されたものについて、それで制定されたものに対しまして、あるいは規定されたものに対しまして、対応をとってまいったということでございます。

○議長（藤浦誠一）

7番 川上直喜議員。

○7番（川上直喜）

住民が求める1本の太い条例で強力な政治倫理確立の仕組みをつくっていこうと、それに住民も加わって、運動として頑張っていこうというのを拒否して、この3つの条例構想というか路線でいこうというのは、不合理があることを先ほどから明らかになっていると思うけど、こういう3つの継ぎはぎのものを最初につくろうというきっかけになったのが、3年前の12・18ですよ。そして、それを推進してきた力は何かと。ばらばらに、改正、修正、改正、これをしている力、何が推進力になったのか。考えてみたら、今振り返れば決して住民の声を市長が受けとめてやったものではなくて、むしろ3年前、資産公開制度を廃止してしまった議会多数派、これへの最近の言葉で悪い表現になってしまいましたけど、忖度だとか、言いなりだとかいう言葉がありますけど、配慮ともいうかな、そういうものがこういう継ぎはぎの3つの条例路線の推進力であって、この議会多数派の思惑に拘束され続けているんじゃないですか。そういったところが、この3年前の12・18のことを反省しているかと聞かざるを得ないところなんです。だから3年前の出来事が、今言った推進力の中で今日を迎え、しかるべく、練り上げられた住民案がきても、それを応援するとも期待するとも言わない。一方で、黙っておくこともできないという事態になったのではないかと意見書の全文を見て思うんだけど、片峯市長、私の見解とは、よく見解が違いますという答弁が多いんだけど、今のは大体一致するんじゃないですか。どうですか。

○議長（藤浦誠一）

市長。

○市長（片峯 誠）

まずは議会多数派の方々から私が、何か圧力を受けて、それに対する付度だとか、配慮だとかいうような表現をなさいましたが、全くそういう圧力等を受けたことはありません。多分、質問者もそんなことはなさっていないというのは、わかっておるんじゃないかなと思いますし、そしてまた私も自分の立候補したとき以来の政治理念である良心に基づいて最終的に判断をするというところの基準をぶれさせたくもりありません。

○議長（藤浦誠一）

7番 川上直喜議員。

○7番（川上直喜）

私は圧力という言葉を使っておりません。身に覚えがあるから使ったというふうには言いませんけれども、はっきり言っておきたいのは、ここは政治の舞台ですから、片峯市長が議会多数派の支援なくして、市長の座に座れますか。考えてみてください。ここにあなたが最初から付度をしなければならぬと考えるかもしれない条件というのが最初からあるわけですよ。ここに本質があるのではないんですか。

○議長（藤浦誠一）

傍聴人に申し上げます。静粛をお願いいたします。

○7番（川上直喜）

これが基本的な構図ですよ。最初の政治倫理条例問題を考える場合でも。口であだ、こうだというだけではないですよ、違うんですか。

○議長（藤浦誠一）

7番 川上議員に申し上げます。質疑は構いませんが、質疑答弁に関してのご自身の意見は、討論にて発言してください。会議規則第51条第3項、「議員は、質疑に当たっては、自己の意見を述べることができない」となっておりますので、よろしく願いをいたします。市長。

○市長（片峯 誠）

すごくお話が広がっているようですが、確かに1年9カ月前に立候補の意思を固めた後、多くの議員さんたちにも応援をしていただきました。しかしながら応援をしたから、この件もそうですが、何々についてどうこう、必ずしてくれみたいな話をいただいたことはありませんし、いただくべきでないというように思っております。もしそういう話がありましたとしても、私の市長や行政トップとしての見解から、そこは論議になるべきもの、それが議会と私ども執行部との関係であるというように認識をしています。

○議長（藤浦誠一）

7番 川上直喜議員。

○7番（川上直喜）

こういう政治の構造になっているということを指摘しているわけですよ。そういう政治の構造でしょう。市長が議会多数派の支援なしにその席に座ることは100%ないでしょう。

○議長（藤浦誠一）

7番 川上直喜議員に申し上げます。質疑の方向性を変えてください。議案に対する質疑をお願いいたします。

○7番（川上直喜）

今言っているのは、この審議をするに当たり、どういう間柄でのやりとりになっているかというのを、何が根底にあるのかということをはっきりと明かにして、その認識を市長に問うたわけです。それで一本化の問題なんだけど、個別に5つありますでしょう。一本化の問題なんだけど、一本化することについて、何か問題がありますか、一本化することについては、どうしても3本の矢でいかないといけませんか。

○議長（藤浦誠一）

総務部長。

○総務部長（安永明人）

この分につきましては、先ほどから条文の中でも書いておきますとおり、今までの流れがずっとあってきたわけでございます。それに従って、先ほども申しましたとおり、執行部として現在の政治倫理条例、そして資産公開に関する条例、それから基準に基づきました職員倫理条例という、その流れがずっとできてきたわけでございます。したがって、3つの条例に基づいて目的や趣旨に沿って運営を行うことで、これで政治倫理の確立が可能であるということで申し上げているところでございますので、そのように理解をいただきたいと思っております。

○議長（藤浦誠一）

7番 川上直喜議員。

○7番（川上直喜）

一本化を提案している直接請求に係る条例のほうは、政治倫理とそれから資産公開の2つの課題は太く立てて、これに市民請求権と政治倫理審査会の審査によってしっかりしたものにしていただいているわけですね。この2つの柱と2つの課題、テーマで強固になっていますよ。ところが、毛利元就じゃないけど、3つ目の条例でというほうは、先ほど陳述者からも、代表者からも出ましたけど、政治倫理審査会は幾つありますか。双方で違う見解を示すことがあるかもしれない。その辺のことについての整合性はどうか考えているんですか。

○議長（藤浦誠一）

総務部長。

○総務部長（安永明人）

政治倫理審査会は政治倫理条例に基づいて設置されるものでありますので1つでございます。もう1つの審査会というのは資産報告に関する審査会でございますので、資産を審査する審査会でございますので、これは別物というふうに理解をいたしております。

○議長（藤浦誠一）

7番 川上直喜議員。

○7番（川上直喜）

そう言うでしょうね。しかし事象が生じたときは両方にかかっていくこともあるわけでしょう。むしろその場合が多いですよ。そうすると、こちらはこちらです、こちらはこちらですと言えない事態が容易に想定できる。そういう場合に審査会の判断が、結論に至れば、異なる場合とかどういうふうにするんですか。

○議長（藤浦誠一）

総務部長。

○総務部長（安永明人）

見解が異なるという趣旨がちょっとわかりかねますけれども、あくまでも資産公開に関しましては資産公開に関することをチェックといいますか、見ていただくというような審査会でございます。そこで何らかの答申なり、報告がなされるかとは思っております。なお、政治倫理審査会におきましては、これは非常設化でございますので、市民等からの審査請求があった場合に、審査会が設定されるものでございますので、その考え方に別物かどうかというようなことはございませんで、あくまでもこれは政治倫理条例に違反する疑いがあるときに、この政治倫理審査会が開かれるものであるということだと思いますので、資産報告がすなわちということにはなっていないというふうに思っております。

○議長（藤浦誠一）

7番 川上直喜議員。

○7番（川上直喜）

しかもその審査会からは、議員を外すかわりに市民公募も外してしまうということになってい

ますね。先ほど前市長のお話もしましたが、前市長の時代、資産等の報告提出義務を拡大することに、何の意見を言わなかったと言いましたが、前市長の時代は市民公募を外そうなんっていうことは一言も言わなかったし、もちろんしていない。この市政になって市民公募を外そうということになってくるわけですよ。これは、この3つの条例路線と一体なんですよ。なぜ市民公募を外すのか、意見書の中の説明では明確でないので、答弁を求めます。

○議長（藤浦誠一）

市長。

○市長（片峯 誠）

その点についても、しっかりと考えたつもりでございます。まず、いろんな市には委員会や審査会があります。それぞれ種々、分析をしていますと、例えば建築のプロポーザルですとかというようなことについては、専門家がその計画や数値を見て、ご意見を述べられ、それを整理したもので答申を受けるようになります。また今度、逆に市民の皆さんから直接、市民生活に関係がある子育て、それから高齢社会をどうしていくのかというような市の方針決定等々については、市民のご意見を賜ることになります。そういった意味からも、今回の資産公開につきましては、専門家の、特に財務だとか、そういう会計だとかいうようなことに精通された方が前年度と今年度の結果を見て、明らかにそれに疑義があるかどうかという見地から見るといことから、市民の方を今回は委員のほうから除外しましたし、同様に対象者に市長と議員ですから、議員の皆さんも対象者になる可能性がありますので、その対象者になる方は入るべきでないというように思いますので、双方を前回から削除し、専門家のご意見により疑義があるかどうかによって審査していただくという形をとったものでございます。

○議長（藤浦誠一）

暫時休憩いたします。

午後 0時00分 休憩

午後 1時00分 再開

○議長（藤浦誠一）

本会議を再開いたします。7番 川上直喜議員。

○7番（川上直喜）

先ほどの質問の意図は、一本化にかかわって直接請求の条例制定が、政治倫理と資産公開を主軸にして市民の請求権と政治倫理審査会によって、より強化、かっちりしたものになっているというふうに申し上げた上で、その政倫審査会、現行2条例の中にあるんだけど、そこから市民公募の皆さんを排除すると、除外するというようになってくると非常に弱まりませんかという趣旨のことを言いました。なぜ外すんですかと。それに対して、なぜ外すか言われませんでした。専門家でやっているから大丈夫でしょうという感じで。

それで今からお聞きしたいのは、この間、市民公募で委員になられた皆さんが、どういう役割を果たしたかについて、認識を問いたいと思うんですけど、私は資産等報告書の提出義務対象者を先ほどから言うておりますように、配偶者及び扶養または同居親族まで広げることを主張し、また、請負契約の辞退等についても今言った市民公募で委員になられた皆さんが主張して頑張ってきた経過があると思います。だから最も当たり前のことですがけれども住民の目線で、意見を述べ主張されてきた市民公募を外してしまうというのはまずいのではないかと。ここに期待を寄せて直接請求の条例のほうは一本化し、そしてここに市民公募をきちんと残していくと、活躍を期待するというふうにしていくことについて、見解が述べていないのでお尋ねします。

○議長（藤浦誠一）

総務部長。

○総務部長（安永明人）

平成27年以前の飯塚市政政治倫理条例の中にありました飯塚市政政治倫理審査会の中には、市民公募の委員がもちろんいらっしゃいまして、そのことを今、おっしゃられているんだというふうに思っております。この意見書においては、その附属意見ということで出されておりますけれども、市民の公募の委員さんが言ったからということではなくて審査会として、その意見が出ているわけですので、市民公募の委員さんとして、委員さんだからこそ、何かあったということではない。あくまでも、その場におられた市民公募の委員さんもその委員さんとして、一緒におられたということでありまして、審査会の意見ということで意見書が出されていたというものでございます。

○議長（藤浦誠一）

7番 川上直喜議員。

○7番（川上直喜）

それは委員が連名で出すわけではありませんから、今のような答弁に、入り込むことができるかもしれないけれども、実際の審査の中では、やはり市民公募の方が、例えばということで今2つの点も言いましたけど、やっぱり、しっかりとした立場をとっているわけです。それをこの間の経過の中で、片峯市長のもとでそれが排除されるということになったのに対して、この直接請求条例が一本化し、さらに強力なものにしていこうということになっていることに、ぜひ着目してもらいたいなというふうには思っています。

それから、2番目に請負契約の辞退について、これを読むと何か問題があったときは、市民請求権がありますから、どうぞというようなことなので、わざわざこのようなものが要らないという趣旨のこのようですけれども、現実にこの意見書を書くことについて、あなた方はわかっていると思うんだけど、これに該当する現状があるわけでしょう。つまり、「市長等及び議員が役員をし、若しくは実質的に経営に携わっている企業」、あるでしょう。「又は市長等及び議員の配偶者若しくは2親等以内の親族が役員をしているという企業は」とあるんです。これは辞退しましょうということ、これはあるでしょう。どのくらいありますか。

○議長（藤浦誠一）

総務部長。

○総務部長（安永明人）

それはかかっている企業があるかというご質問でございますか。それについてかかっているかどうかということについては、この場ではわかりかねますのでお答えはできません。

○議長（藤浦誠一）

7番 川上直喜議員。

○7番（川上直喜）

時間とればわかるんですか。わかるでしょう。該当企業が幾つもあるじゃないですか。この意見書を書くに当たって市長は、こういう条例になっているけれども、該当がどのくらいあるのかなのか、資料を掌握して判断を示すべきじゃないんですか。本会議で資料要求できるんですか。答弁できないわけじゃないでしょう。

○議長（藤浦誠一）

総務部長。

○総務部長（安永明人）

今回、私どもは直接請求の中でこの意見書について、付させていただいているところでございますので、その分でうちのほうで、わかるだろうということをおっしゃられても、うちのほうでそこは何もございませんので、それはわかりかねます。

○議長（藤浦誠一）

7番 川上直喜議員。

○7番 (川上直喜)

先ほど午前中、片峯市長はこの意見書を書くに当たり、議会サイドには別段、話を聞いてないというふうに言ったけれども、執行部は知らないはずないんですよね。また知らないといけない。このことを指摘しておきたいんだけど、同時に市長、副市長、教育長、企業管理者にかかわるもの、企業としては幾つありますか。

○議長 (藤浦誠一)

暫時休憩いたします。

午後 1時08分 休憩

午後 1時10分 再開

○議長 (藤浦誠一)

本会議を再開いたします。総務部長。

○総務部長 (安永明人)

ここに書いてあるような、実質的に経営に携わっている企業ということで、市長以下三役について、あるかということでございますけど、そういったものはございません。

○議長 (藤浦誠一)

7番 川上直喜議員。

○7番 (川上直喜)

それはいつ確認していますか。

○議長 (藤浦誠一)

総務部長。

○総務部長 (安永明人)

ただいま確認をいたしました。

○議長 (藤浦誠一)

7番 川上直喜議員。

○7番 (川上直喜)

市長おかしいでしょう。市長は、自分だけではどうかと思うので、四役でこの条例について検討したと。それだけではどうかと思うので、関係職員の意見を聞いたと、午前中、述べたじゃないですか。四役でどういう議論をしたんですか。どういう協議をした。この請負契約の辞退については、今、言った四役、議員より先に名前があがっているんですよ。これについて、将来まで拘束するわけだから市長がかわればどうかということもあるかもしれないけど、少なくとも、ここにいる4人、ちょうど4人ですね。お互いどうなのかというのは確認して、担当が総務部長なら総務部長に我々にはそういうことがないんだけど、これはどう思うねと、どう思うかという協議をするところではないんですか。今の本会議場で確認しましたということは、どういう協議を4者であったのか問われるということになるのではないかと思いますけど、市長どうですか。

○議長 (藤浦誠一)

市長。

○市長 (片峯 誠)

私どもが話し合いをする中で、資産公開、そして今お尋ねの請負契約の辞退についてであります。奥さん、そしていわゆる子どもたち、親等でそういうふうな、市が請負工事等の契約に該当することはないよねというような話はもちろんしたことはありますが、いや、自分がありますというような方はどなたもいらっしやいませんでしたし、私はないものとは思っておりましたが、

今議員がお尋ねになりましたので、執行部のほうで改めて確認をした次第でございます。また誰がそれでどうというよりも、今回私どもが意見書として添えさせていただいておりますのは、そのような疑義が生じた場合については、事細かに当然、市民の審査請求権において、審査を請求することができるというふうに規定しておりますので、その際には審査対象となり、それらの情報についてを公にしていくもので、それが事前について、それを明らかに宣言をしてということには該当しないものかというようなものに考えております。

○議長（藤浦誠一）

7番 川上直喜議員。

○7番（川上直喜）

三役でこの条例に対する新しい条例に対する意見書を書くのに協力してくれということになったでしょう。だからこれを制定した場合、どういういいことがあるのかと、どういう困ったことが生じるのかということ、生きた現実のありさまから考えていくでしょう。そういう協議を全然していないということが今わかりました。ましてや、議員のほうについては把握していないと堂々と言うけど、多くの市民が知っているんじゃないですか、どういう状況かというのは。市民が知っているのに執行部が知らないとか、総務部長が知らないとかいうのは、あり得ない。それからこれに関連して、意見書にはないんだけど、全く無視しているのが第5条なんです。指定管理者の指定の禁止、これについては該当の者がどのくらいあるか、把握していますか。

○議長（藤浦誠一）

総務部長。

○総務部長（安永明人）

把握はいたしておりません。

○議長（藤浦誠一）

7番 川上直喜議員。

○7番（川上直喜）

そうすると四役で協議をした段階では、総務部長は把握していないというんだけど、四役は把握しておるんですか。四役で協議したと言っていたでしょう。把握しているんですか。

○議長（藤浦誠一）

企業管理者。

○企業管理者（石田慎二）

把握はしておりません。

○議長（藤浦誠一）

副市長。

○副市長（梶原善充）

この新しい請求のありました条例につきまして、9月議会に条例提案させていただいておりますけれども、その際に本条例の内容とよく似たような形で四役、打ち合わせはさせていただいております。それで現在あります資産等報告書につきましては、妻子条項とか、請負とかいうのは入っておりません。その際に、4人で話し合いをさせていただいておりますので、今回は確認という形でそれ以降ないよねというような、先ほど市長が言いましたように4人での話は、そういうことであっております。

○議長（藤浦誠一）

7番 川上直喜議員。

○7番（川上直喜）

今のお話は4者については、これがあるかないかという答弁をされたんですか。私、冒頭聞いたのは、これに該当する指定管理者の指定にかかるものが、現在どれくらいあるんだろうということを聞いたわけですよ。これ、もし条例で禁止ということになると影響ある場合は、

事前に把握しないと困るでしょう。辞退とも違うんですよ。禁止なんですよ。この条例が可決されたら禁止状態になるわけでしょう。これ影響が大きいでしょう。だから現在どういう状況なのか、これに該当するものはどのくらいあるかということを知っておかないと意見書を書けないはずだけど、どうですか、やったんですか。

○議長（藤浦誠一）

総務部長。

○総務部長（安永明人）

先ほども申し上げましたけれども、これについてはこちらのほうで把握をいたしておりません。改めて調査ということもいたしておりません。

○議長（藤浦誠一）

7番 川上直喜議員。

○7番（川上直喜）

そうすると、この第5条については検討もしていない、意見書にも書いていないけど検討すらもしていないということが、今わかりましたね。それから意見書の3番目、先ほどからずっと言っているけど、配偶者及び扶養または同居の親族についてなんだけど、議会の関係は先ほどから答弁があっているけれど、四役について具合が悪いんですか。公人と私人のプライバシーの関係とか、市長は言うけど、執行部4人は具合が悪いんですか、この配偶者及び扶養または同居の親族まで提出義務を拡大すると。そういう議論はしましたか。

○議長（藤浦誠一）

市長。

○市長（片峯 誠）

私のほうから、例えばの話をそのときしました。私は、妻も子どももサラリーマンですし何も都合が悪くない。僕は皆さん方もそうだと思う。でもそんなことよりも、私も、この件についてどうかということをも妻にも子どもにも聞きました。そのときのそれぞれのコメントをそのとき出して、家族からこんなふうには私に言われておるけど、皆さんはどうですか。私はそれを家族の意見も聞いて公人、私人の区別はきちんとつけるべきだと考えていますが、相談をしましたら、3者とも同様な意見であるというように声をいただきましたので、自分もそのことについての見解は、むしろ正しいんだろうというように、意を強くしたところでございます。

○議長（藤浦誠一）

7番 川上直喜議員。

○7番（川上直喜）

今のお話聞くと、四役では、この項については協議をしたと。その際は、片峯市長が家族会議で、はっきり言われなかったけれど、家族会議で困るということがあったので、家族から言われたので、それをほかの四役にもそういうことかという話をしましたということに聞こえるけど、つまり市の最高指導部の意志一致が公人でない配偶者や扶養または同居の親族によって意思決定に参加しているということになるけれど、そういうことでしょうか。その方たちの意見が片峯市長に入り、公人でない人の意見が、そしてそれが市の最高指導部の意思決定にかかわっていったということを見ずから言ったんじゃないですか。

○議長（藤浦誠一）

市長。

○市長（片峯 誠）

内部で漏らしてはいけない情報等について家族とはいえ、話をすることについては、今、質問者がおっしゃるとおり、極めて適切でない、もしくは違法に近いことだと思っておりますが、実際にこれを家内や子どもにまで広げるとするとその影響は当然、及びますので、その声を聞くのは、家族として私は当然だと思いますし、それは、守秘義務に該当する内容のものでないという

ように思っております。それから、それは困るというような言い方は、うちの家族はしませんでした。そのままの言葉で説明します、わかりやすいと思うので。「お父さんは市長やき、仕方がないかもしれん。でも、自分は市長でも何でもないので、何で自分のいろんな個人情報までオープンにさせないかと。なんか俺、悪いことしたと。しちょうとね。」と言われて、そうよねと思いました。以上でございます。

○議長（藤浦誠一）

7番 川上直喜議員。

○7番（川上直喜）

今、重ねての答弁で明らかになったことは、家族の意思が市長のその意思決定にかかわっていたということは事実でしょう。家族から言われたから、あなたは決断したんでしょう。これはだめだと。しかも、副市長、教育長、企業管理者にも同等のことを言ったというふうに先ほど言ったよね。だから、このことをまず聞いているわけですよ。そして、あなたの意思が家族から聞いて、家族の意見を聞いて判断したことが、この意見書に反映されておるといふ、これは事実でしょう。事実ではないですか。

○議長（藤浦誠一）

7番 川上直喜議員。川上議員の質問には市長は答えられていますので、それをまた被せて、そういった方向で質問をされるのはいかがかなというふうに思います。答弁はされていますのでご理解をいただきたい。7番 川上直喜議員。

○7番（川上直喜）

私は今のやりとりで、もう議場におられる方、皆さんわかったと思うからそれを確認します。家族と話し合っ、あなたの意思が決まったという――。

（ 発言する者あり ）

○議長（藤浦誠一）

市長。

○市長（片峯 誠）

もちろん、もし私が違う選択があれば、対象者となりますから事前に声は聞くのが、私は人としてのやりとりだと思っています。それで家族会議で決定したとかいうようなことでは毛頭ありません。私の考えの基準について、どう思うかという声を聞きました。同じ思いで特別職の皆さんにも声をお聞きしたというのが、正直な回答でございます。

○議長（藤浦誠一）

7番 川上直喜議員。

○7番（川上直喜）

市長が家族と話すときがあったかもしれないけれど、片峯市長でなくてもいいんだけど、その対象になる公職にある者が家族とどういう話をするかと。私が公職についているので飯塚市民がどうしても資産隠しがどうかを知る権利があるから、あなたについても知りたいというふうに言っているんだと。「僕は市長ではないのになぜ」ということじゃなくて、飯塚市民が、住民が公職にあるものについてそれを要求しているんだということを、これは本質ではないですか。だから、同居している議員もいっぱいいるでしょう。しかし、公人という公職にあるというところが家族の皆さんにもわかってもらわないといけない。これを今飯塚市、あるいは条例は求めておるわけですよ。これに対して、くどいけどその家族が反対するから困るというから、仮に市長が自分の決意をそれによって固めていくというようなことで、これは背私向公とかいう言葉があるらしいじゃないですか。どういうことになりますかね。だから、そういうふうにしてこの問題は処理されてきているわけ。これ、旧飯塚市時代からなかなか、ここが突破できなかったものとは、また異質の問題が持ち込まれているなという感想を持ちます。

それから現金を公開すると防犯上の問題があるということですよ。現金を幾ら持っています

というのは、それがなければ別な形で資産隠しになるわけです。だからそれを住民は知りたいわけです。防犯のこと、いろんなことがあるでしょう。でもこれ1月1日付でしょう。1月1日にお金があったとしても、2日にあるとは限らないじゃないですか。それなのに危険を冒して、何かしに行きますか、公職にある者の家に。それよりは、公職にある者が、地位を利用して、不当に権限を行使することがないようにという住民の要求のほうが地方自治体とか住民自治、我が国の民主主義の水準からいって、優先するんじゃないんですか、と私は思うんだけど、そういう検討をまるでしていないでしょう。防犯とか全然、意見のうちに入らないと思うけど間違っていますか、川上が。

○議長（藤浦誠一）

市長。

○市長（片峯 誠）

お答えいたします。防犯云々というよりもむしろ、その前の文面でございまして、恐らく疑義が生じたときにも、審査会なり、私ども行政がチェックし、確認をしていくときに現金があるかどうかという確認をする術がないので、その確認作業がないことを基準に織り込むということは、後々の判断の公平性に資するものではないということで、動産等のところから現金というものを除外した次第でございます。

○議長（藤浦誠一）

7番 川上直喜議員に申し上げます。会議規則第51条第1項の規定により、「発言は、すべて簡明にするもの」とされております。簡明に質疑を行っていただきますようお願いいたします。7番 川上直喜議員。

○7番（川上直喜）

お金の話ですよ。お金を持っているどうか、証明する手だてはありませんというんだけど、ほかのこととも同様のことがあるわけですよ。それ、本当ですかということがあるわけです、多かれ少なかれ。だからこれは全体としての資産隠しの抑止力を期待するということが大事だと思うんです。それは述べておきたいと思います。以上で、質問を終わります。

○議長（藤浦誠一）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案は会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。よって本案は、委員会付託を省略することに決定いたしました。

討論を許します。討論はありませんか。7番 川上直喜議員。

○7番（川上直喜）

日本共産党の川上直喜です。私は「議案第128号」について、賛成の立場から討論を行います。

「直接請求に係る政治倫理条例の制定」は、市長と市議会多数派による、より甘い現行の政治倫理条例並びに資産公開条例を廃止し、地方自治と住民自治の担い手たる主権者、市民が3年をかけて討論し、練り上げてきた、より厳しい新しい条例の制定について市長に意見を問い、市議会に議決を迫るものであります。

今回廃止する政治倫理条例は、本市が発足した2006年、秋の住民の直接請求運動によって、巨大議会の解散を実現した歴史に残すべき住民運動が、さらに政治倫理条例の制定、とりわけ、資産等の報告書の提出対象を市長等及び議員だけでなく、配偶者及び同居親族までも拡大を要求するも、議会多数派がおそれて市長等及び議員だけを対象にした旧飯塚市の条例を引っ張り出し

て制定したもので、その後、配偶者と扶養または同居親族まで対象を拡大することを一貫して求め続ける政治倫理審査会の意見書に対抗して、2015年12月定例会において、資産公開制度そのものを削除したために、既にその魂を失っているのです。

同じく、今回廃止する資産公開条例は、2015年12月定例会での資産公開制度の全般に対応し、翌年2016年3月定例会において、市長に関する資産公開に関する法律上の整合性を保つ必要から、とりあえず空白を生まないためにと市長だけを対象に制定したもので2016年12月定例会で発覚したかけマージャン事件による出直し市長選挙の後、片峯市長のもとで、2017年6月定例会において、副市長、教育長、企業管理者、さらに議員修正によって、議員まで対象を拡大したが、その後、住民の意向に反して、市民が求めるところへの抜本的な改正へは発展せず、むしろ、今回直接請求による政治倫理条例制定の直接請求署名運動に対抗する形で、ことし2018年9月定例会において、資産等報告書の審査会を設置するなど、改正ポーズをとったが、市民公募を排除し、資産等報告書の提出対象を配偶者や扶養あるいは同居親族まで広げること拒否し、片峯市長の考える制度整備では、この程度で完成したので終わりというような態度であります。

これに対して、今回制定する新しい条例は、第1条で「目的」、第2条で「市長等、議員及び市民の責務」、第3条で「政治倫理規準」、第4条で「請負契約の辞退」、第5条で「指定管理者の指定の禁止」、第6条で「資産等報告書の提出」、第7条で「資産等報告書の記載事項」、第8条で「資産等報告書の公表」、第9条で「資産等報告書の審査」、第10条で「政治倫理審査会の設置」、第11条で「審査会の職務」、第12条で「条例違反に対する勧告」、第13条で「意見書の公表」、第14条で「市民の調査請求権」、第15条で「逮捕後の説明会」、第16条で「起訴後の説明会」、第17条で「一審有罪判決後の説明会」、第18条で「刑確定後の措置」、第19条で「委任」という構成になっています。

その特徴としては、第1に政治倫理と資産公開の2つの課題を太く貫き、市民請求権と政治倫理審査会の審査でしっかりとした枠組みをつくっていること。

第2は、第1条、「目的」において「その権限又は地位の影響力を不正に行使して自己又は特定の者の利益を図ることのないよう必要な措置を講ずることにより」とありますが、自己だけではなく、特定の者の利益を記載していること。

第3は、実効性のある資産公開制度にするために、対象を市長等及び議員だけでなく、配偶者と扶養または同居親族までとし、現金、普通預金、納税証明書、確定申告書の写しなど証明書の添付、疑義ある場合には審査対象とすること。

第4は、審議会を常設でメンバーは有識者とともに、市民公募を入れて議員を外すこと。

第5は、請負規制を設定し、指定管理者の指定を禁止することが挙げられます。本市の最上位の総合計画期間の10年間だけでも、本市の財政規模は一兆数千億円に上ります。その財政出動の全てに責任を持つ市長、副市長、教育長、企業管理者、また議決権をもって関与する少数化して権限が大きくなった議員に対して、少なくともこれだけはというしっかりした内容が盛り込まれています。さらに、この市長等及び議員については、本市以外の広域組合を初め、その他の分野へのかかわりの大きさも加えなければなりません。

片峯市長は意見書の中で、現行の政治倫理条例と資産公開条例及び職員倫理条例によって、政治倫理が確立できたと書いています。一方ご提案いただいた条例案を制定せずとも、本来の趣旨である政治倫理の確立を図ることが可能とも書いています。これを読むと政治倫理が本市において確立できた状態なのか、まだ確立を図ることが可能である状態なのか、市長自身がよくわからないと言っているということになります。

政治倫理の確立には終わりがなく、住民は、みずからが選んだ代表をチェックし続ける責務があります。市長と市議会議員は、より厳しいチェックを受けてこそ、信頼が維持され、公共の福祉のための権限行使も正当に行われるということではないでしょうか。このような視点で、内容

を捉えるならば、市長と議会多数派による現行の政治倫理条例と現行の資産公開条例を廃止し、住民運動が生みだしたより厳格な内容を持つ新しい条例を制定することについて、必要ないというような否定の仕方はできないのであります。あえてそういうのであれば、その意味は住民が求める政治倫理の水準そのものについて、必要はないと言っているのと同じ意味になるのではないのでしょうか。市長がこういう意見書を書いてしまった中で、より高い政治倫理を期待される市議会議員は、資産公開にどういう判断を示すべきでしょうか。

そもそも地方自治は、市長と議会の二元代表制ですが、その権限は住民に由来し、住民の信頼こそが鍵であります。その点から言えば市長や議員はもちろん、自分にとっては不都合だとか、公職にある立場にあることから言えば、資産公開にかかわるプライバシーなど、個人的な事情が入る余地は全くありません。しかも、資産等報告書の提出義務対象を配偶者及び扶養または同居親族までとしている自治体は全国的に主流であり、言わば普通のことであり、飯塚市長等と飯塚市議会議員だけが不都合と言い張る理由は、普通はないのであります。

私は市議会議員が全会一致で住民が練り上げた新しい条例を制定し、より厳しい制度の実行を率先していくことが求められていると思います。最後に直接請求に係る飯塚市政治倫理条例の制定を、重ねて全会一致で可決することを呼びかけて、私の討論とします。

○議長（藤浦誠一）

ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第128号 直接請求に係る飯塚市政治倫理条例の制定」について、原案のとおり可決することに、賛成の議員はご起立願います。

（起立）

賛成少数。よって本案は、否決されました。

以上をもちまして、本日の議事日程を全て終了いたしましたので、本日はこれにて散会いたします。お疲れさまでした。

午後 1時47分 散会

◎ 出席及び欠席議員

(出席議員 26名)

1番	藤浦誠一	16番	吉田健一
2番	佐藤清和	17番	福永隆一
3番	瀬戸光	18番	城丸秀高
4番	兼本芳雄	19番	松延隆俊
5番	光根正宣	20番	上野伸五
6番	奥山亮一	21番	田中博文
7番	川上直喜	22番	鯉川信二
10番	秀村長利	23番	古本俊克
11番	永末雄大	24番	森山元昭
12番	田中裕二	25番	勝田靖
13番	守光博正	26番	道祖満
14番	江口徹	27番	坂平末雄
15番	梶原健一	28番	平山悟

(欠席議員 1名)

9番 明石哲也

◎ 職務のため出席した議会事務局職員

議会事務局長 井 桁 政 則

議会事務局次長 許 斐 博 史

議事総務係長 岩 熊 一 昌

書 記 山 本 恭 平

議事調査係長 太 田 智 広

書 記 伊 藤 拓 也

書 記 今 住 武 史

◎ 説明のため出席した者

市 長 片 峯 誠

副 市 長 梶 原 善 充

教 育 長 西 大 輔

企 業 管 理 者 石 田 慎 二

総 務 部 長 安 永 明 人

行 政 経 営 部 長 倉 智 敦

市 民 協 働 部 長 森 口 幹 男

市 民 環 境 部 長 中 村 雅 彦

経 済 部 長 諸 藤 幸 充

福 祉 部 長 山 本 雅 之

都 市 建 設 部 長 今 井 一

教 育 部 長 久 原 美 保

企 業 局 長 實 藤 和 也

国 際 交 流 推 進 室 長 原 田 一 隆

都 市 施 設 整 備 推 進 室 長 藤 中 道 男

環 境 施 設 等 広 域 化 担 当 次 長 永 岡 秀 作

公 営 競 技 事 業 所 長 山 本 康 平

福 祉 部 次 長 石 松 美 久

都 市 建 設 部 次 長 堀 江 勝 美

人 事 課 長 二 石 記 人